

内閣委員会議録第三十六号

昭和三十年七月七日(木曜日)

午前十時三十七分開議

出席委員

委員長

理事高橋

理事床次

理事高橋

理事田原

大村

林

眞崎

栗山

小金

田村

船田

飛鳥田

下川

受田

中村

出席國務大臣

國務大臣

國務大臣

出席府政務委員

總理府事務官

委員外の出席者

専門員

専門員

専門員

七月七日

委員長井源君

委員として高村坂彦君が議長の名で委員に選任された。

七月六日

養護教諭の恩給不合理是正に関する請願外六件(辻原弘市君紹介)(第三四七六号)

同(橋本次郎君紹介)(第三四七七号)

同外一件(河野正君紹介)(第三四七八号)

宮城県若沼町千賀地区の地域給指定に関する請願(菊地義之輔君紹介)(第三四七九号)

滋賀県能登川町の地域給指定に関する請願(矢尾喜三郎君外一名紹介)(第三四八〇号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(高橋等君外百十一名提出、衆法第二八号)

自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出第八一八号)

防衛庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第八二二号)

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案(内閣提出第八二三号)

○宮澤委員長 これより会議を開きます。

恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(高橋等君外百十一名提出、衆法第二八号)を議題といたします。本案に対し受田君より修正案を提出されております。その趣旨説明を求めます。受田新吉君。

恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案に対する修正

一部を改正する法律案に対する修正

恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

【附則第二十四条の次に次の二条を加える。】の前に次のように加える。

附則第十六条第二項中「退職当時の俸給年額及び」を削る。

附則第二十四条の二第一項の改正規定中「引き続く一年」を「引き続く一月」に、「七年未満の實在職年は、」を「七年未満の實在職年(在職年の計算に関する恩給法の規定により計算した引き続く一年以上七年未満の實在職年をいう。以下本項において同じ。は、」に改める。

附則第二十九条の二の改正規定の次に次のように加える。

附則第三十条第五項を第七項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 前項の規定により普通恩給を給せられる者の普通恩給について

は、恩給法第五十八条ノ三第一項の規定は、適用しない。

同条第五項の次に次の一項を加える。

6 前項但書の規定により遺族に給する恩給については、同項但書の規定にかかわらず、その遺族の請

求により、未帰還公務員の死亡した日の属する月の翌月から給することができる。この場合において、第三項の規定により給せられた当該未帰還公務員の死亡した日の属する月の翌月分以降の普通恩給の金額は、当該遺族に給する恩給の金額から控除する。

附則別表第一の改正に関する部分を次のように改める。

附則別表第一中

准士官

曹長又は上等兵曹

軍曹又は一等兵曹

伍長又は二等兵曹

兵

傷病の程度

第一目症

第二目症

金

額

附則別表第三の改正に関する部分を次のように改める。

附則別表第三(イ)中

八七、六〇〇円ヲ超エ一四六、四〇〇円以下ノモノ

四〇〇円以下ノモノ

七三、二〇〇円ヲ超エ八七、六〇〇円以下ノモノ

六〇、六〇〇円ヲ超エ七三、二〇〇円以下ノモノ

六〇、六〇〇円以下ノモノ

同表(ロ)中

八七、六〇〇円ヲ超ユルモノ

七三、二〇〇円ヲ超ユルモノ

六〇、六〇〇円ヲ超ユルモノ

六〇、六〇〇円以下ノモノ

九七、八〇〇円ヲ超ユルモノ

九七、八〇〇円ノモノ

に、

を

に、

を

に、

を

に、

を

に、

を

に、

を

に、

を

に、

を

に、

を

に、

を

に、

を

に、

を

に、

同表(ハ)中

八七、六〇〇円ヲ超エ一六八、〇〇〇円以下ノモノ	九七、八〇〇円ヲ超エ一六八、〇〇〇円以下ノモノ
八五、二〇〇円ヲ超エ八七、六〇〇円以下ノモノ	九七、八〇〇円ノモノ
七三、二〇〇円ヲ超エ八五、二〇〇円以下ノモノ	
八七、六〇〇円ト退職當時ノ俸給年額トノ差額一、四〇〇円	
七〇、八〇〇円ヲ超エ七三、二〇〇円以下ノモノ	
六八、四〇〇円ヲ超エ七〇、八〇〇円以下ノモノ	
六六、〇〇〇円ヲ超エ六八、四〇〇円以下ノモノ	
六〇、六〇〇円ヲ超エ六六、〇〇〇円以下ノモノ	
六八、四〇〇円ト退職當時ノ俸給年額トノ差額一、八〇〇円	
六〇、六〇〇円ノモノ	

に改める。

附則別表第四の改正に関する部分を次のように改める。

附則別表第四中

八七、六〇〇円をこ え一四六、四〇〇円 以下のもの	七三、二〇〇円をこ え八七、六〇〇円以 下のもの	六〇、六〇〇円をこ え七三、二〇〇円以 下のもの	六〇、六〇〇円 のもの
---------------------------------	--------------------------------	--------------------------------	----------------

を

九七、八〇〇円をこ
え一四六、四〇〇円
以下のもの

に改める。

附則別表第五の改正に関する部分を次のように改める。

附則別表第五中

八七、六〇〇円をこ え一四六、四〇〇円 以下のもの	七三、二〇〇円をこ え八七、六〇〇円以 下のもの	六〇、六〇〇円をこ え七三、二〇〇円以 下のもの	六〇、六〇〇円 のもの
---------------------------------	--------------------------------	--------------------------------	----------------

を

九七、八〇〇円をこ
え一四六、四〇〇円
以下のもの

に改める。

附則第一項中「附則第十三項及び第十四項」を「附則第二十四項及び第二十五項」に改め、「施行し、」の下に「改正後の恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第五十五号。附則第三十条の規定は、昭和二十八年八月一日から、）を加え、」を「附則第十一項及び第十二項」を「附則第二十二項及び第二十三項」に改める。

附則第八項中「旧軍人又はその遺族の一時恩給」を「旧軍人若しくは旧軍人又はこれら者の遺族の一時恩給、傷病賜金」に、附則第九項中「附則第七項」を「附則第九項」に、附則第十項中「前項」を「前三項に、附則第十一項中「恩給法（大正十二年法律第四十八号）」を「恩給法（改正後の附則第三十条の規定の適用）」に改め、附則第十四項を附則第二十五項とし、附則第十一項から第十三項までを順次十一項ずつ繰り下げ、附則第十項を附則第十四項とし、附則第六項から第九項までを順次二項ずつ繰り下げ、附則第五項の次に次の二項を加える。

適用

6 この法律の施行の際現に改正前の法律第五十五号附則第三十条第三項の規定により恩給法第五十八条ノ三第一項の規定の適用を受ける普通恩給を受ける者については、その者の請求により、この法律の施行の日の属する月分から、その普通恩給について改正後の法律第五十五号附則第三十条第四項の規定を適用する。

7 この法律の施行の際現に改正前の法律第五十五号附則第三十条第四項の規定により扶助料を受ける者については、その者の請求により、その扶助料を改正後の同法同条第六項の規定により給せられるべき扶助料に改定する。

附則第十一項の次に次の二項を加える。

12 旧軍人又は旧軍人への増加恩給、傷病年金又は傷病賜金の金額等の特別

12 旧軍人又は旧軍人への増加恩給、傷病年金又は傷病賜金の金額等の特別

13 前項の規定により改定し、又は給する増加恩給又は傷病年金の年額は、昭和三十一年七月分からは改正後の法律第五十五号附則別表第一の仮定俸給年額を基礎とし、改正後の同法附則第二十七条の規定により読み替えられた恩給法別表第二号表又は改正後の法律第五十五号附則別表第四若しくは附則別表第五により計算して得た年額に、それぞれ改定する。

15 旧軍人又は旧軍人への遺族に扶助料を給する場合の特定者の取扱

15 旧軍人又は旧軍人への遺族に扶助料を給する場合の特定者の取扱

相当スル者ニ在リテハ一八・四割トス」と、「一五・四割」とあるのは「一八・七割」と、それぞれ読み替えるものとする。

(増加恩給又は傷病年金を受ける権利を時効により失つた者についての恩給の特例)

16 公務員又はこれに準ずる者で昭和十九年一月一日以後この法律の施行前に恩給法第五条の規定により増加恩給又は傷病年金を受ける権利を失つたものについては、政令で定めるところにより、昭和三十一年九月三十日までその者が届け出た場合に限り、当該権利(増加恩給については、当該普通恩給及び増加恩給を受ける権利)の時効は完成しなかつたものとみなして、恩給法の規定を適用する。この場合において、当該権利については、同法第五条の規定の適用については、この法律の施行の日において給与事由が生じたものとみなす。

17 前項の場合において、当該恩給を受ける権利の裁定については、裁定庁は、政令で定めるところにより、恩給審査会の議を経なければならぬ。

18 附則第十六項の規定の適用により恩給を給せられることとなる場合における当該恩給の給与は、昭和三十年十月から始めるものとする。

19 改正後の法律第五十五号附則第五条の規定は、附則第十六項の規定の適用により第七項に係る増加恩給又は傷病年金を給せられることとなる場合に準用する。

20 附則第十六項の規定の適用により恩給を給せられることとなる者の当該恩給の年額を計算する場合におけるその計算の基礎となるべき俸給年額は、当該増加恩給又は傷病年金を給されていたものとしたならばこの法律の施行の際受けるべきであつた当該増加恩給又は傷病年金の年額の計算の基礎となるべき俸給年額とし(旧軍人又は旧準軍人にあつては、昭和三十一年六月分までの当該恩給の年額については附則第九項に定める仮定俸給年額による俸給年額とし、同年七月分からの当該恩給の年額については改正後の法律第五十五号附則別表第一に定める仮定俸給年額による俸給年額とする)、その者の傷病の程度は、その給与事由の生じた時の傷病の程度とする。

21 附則第十六項の規定の適用により恩給を給せられることとなる場合における旧軍人又は旧準軍人の当該恩給の昭和三十一年六月分までの年額については、附則第十二項の規定を適用する。

○受田委員 ただいまお手元に配付いたしました恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案に対する修正案の趣旨説明を申し上げます。

昨日撤回されました長谷川君の提案に対して、次の点に修正を加え、ここに両社共同の修正案を提出した次第であります。その点はこの委員会においてもしばしば問題とされ、また昨日山下氏より参議院予備審査案に対する御説明の中にもありましたごとく、

在職年の計算におきまして一年未満は計算の基礎にこれを含まないというのと非当に不当である。従つて実際に教育召集等二ヵ月、三ヵ月という短かい期間であつても、それは事実軍務に服したことは間違いないのであるから、よし調査の上に非常な困難はあろうとも、その軍務に服した期間をたとい短期間でも除くというところは、当然性を欠くという観点より、ここに在職年計算におきまして一年未満を計算の基礎に入れるということを修正した次第であります。

なお、本修正案における今一つの重大なる修正点は、例の未帰還公務員に対して、普通恩給を受ける者が四十五才未満の場合には若年停止規定があつて、全額適用されておる。また五十五才未満の者にもその比率が下げられておるといふ、例の若年停止規定がそのまま適用されるならば、これは未帰還公務員という特殊な環境にある不幸な人々には大へんお気の毒である。少くとも長期にわたつて故郷に帰ることのできなかつた不幸な人々に対しては、傷病年金あるいは増加恩給を受けるような立場の方々と同様若年停止規定は、これを除くべきであるという観点より、ここに未帰還公務員に対する若年停止規定を除く案を提出した次第でございます。

なお、未帰還公務員の死亡の場合における公務扶助料の支給等に関しましては、すでに委員会等において、しばしば議論されておつたのであります。が、事実死亡した日を計算の基礎に置きまして、そうした恩給法上の恩典に浴せしめるのが妥当であるということと考えまして、ここに恩給法の二十八

年の改正による、付則にありますが三十

条の未帰還公務員における恩給の付与の算定基礎が、死亡の判明した日となつておるところを、死亡した日という事実(即ち)に措置に改めたのであります。この点は、二十八年八月より未帰還の軍人である方々に対しては、この法律改正において一般軍人と同等の措置がとられることになり、また軍人でなかつた方々は、それよりも既往にさかのぼつてこれを適用するという措置をする区別はありますけれども、ひとしくその精神は死亡の日にかかれば、公務に従事して、不幸倒れた方々に対する国家としてのあたたかい心づかいであるという観点においては、全く趣旨が一致したのでござい

ます。

以上重要な修正点、三点を加えまして、昨日撤回の長谷川案に対して、あらためてここに両社共同提案の修正案を提出した次第でございます。何とぞ慎重に御審査の上、この修正案に対して御賛同あらんことをお願い申し上げます。

○宮澤委員長 本修正案に対し、御質疑はございませんか。――田中君。

○田中(正)委員 受田さんにお尋ねいたしますが、昨日私は、あなたの方の、あるいは左派の両方に対して、あの当時御提出になつていた法案について、それぞれ御質問を申し上げたのであります。が、これと関連いたしまして、山下義信君外四名提案にかかるところの恩給法の一部を改正する法律の一部改正案というものは、一体その後いかなる状況に相なるのでありましようか。しこうして、これが両派共同の修正案といひますと、ただいまの修正案

と、昨日私どもが質疑を申し上げました山下君外四名提案の法案との関係は、いかがに相なるのでありますか、その点、御説明をお願いしたいと思います。

○受田委員 ただいまお尋ねの件につきまして、わが党という立場を抜きにして、両社共同提案の立場から、御答弁申し上げる方が妥当であると思ひます。従つて山下さんがきのう説明された参議院の予備審査による案には、右社会党の主張する線が網羅されておつたのであります。また昨日撤回されました長谷川委員その他の提案の修正案は、左社会党としての立場が網羅されておつたのであります。同時にそれぞれの党の立場を尊重しながら、でき得べくんばここに革新両党として統一点を見出して、さらに大いなる立場における修正点を求めることができないであらうかということになりまして、昨日長谷川案も撤回され、ここに両社間において共同審査の結果、この修正案が生ぜられたのであります。この修正案には、もちろん長谷川案なるものの骨子がそのまま残されており、同時に山下案なるものに対しまして、今御説明申し上げましたような実在職年の計算基礎の一年未満を加へたこと、未帰還公務員に対する普通恩給の若年停止規定、その他死亡の日にかかるところの規定については、わが山下義信君の案が十分これに取り入れられたのであります。従つてこの修正案は、要するに両社会党の主張するところを基本的には取り入れられた案である。ただ仮定俸給の点につきまして、きのうここで御説明になられたような点に多少の相違があつたのであり

ますが、その点はすでに昨日ごらんいただいた通り、両社の各案なるものは、基本的には上に薄く下に厚いという線をとらまして、民自が出された案よりは一層強く下級者を優遇する点において一致しておりますので、長谷川案を尊重してその間の共同修正案の決定を見た次第であります。

○田中(正)委員 それではお尋ねいたしますが、昨日予備審査の形において私どもが質疑をいたしました山下君外四名提案にかかる法案は、御撤回になつたのでございますか、御撤回になつておらないのでございますか、この点聞きたいのであります。

○受田委員 山下案は参議院議員の提案でありまして、もろろん衆議院においてこの案の撤回に対してはわれわれとしては関与する必要はないと思ひまゝして、参議院側がそのまゝこの案を出されていくことになつてゐる。撤回しておりません。従つて衆議院の両社共同修正案としてここに提出した次第であります。

○田中(正)委員 私どもは本日提案理由の説明を承つたのであります。これは両社共同提案という御趣旨のようでありまして、どうも参議院議員から提案になったものは、両派社会党とも関係がないというものは、私納得がいかなのでございませうか、どういふわけでございますか。

○受田委員 これは参議院と衆議院のそれぞれの自主性を尊重する立場において、衆議院側の立場からは、参議院においてすでに提出された山下案なるものは、参議院に措置してもらふこととしてあります。従つて衆議院においては独自の共同提案をすることは、われわれとしては両院のそれぞれの自主性を尊重する意味において何ら不当ではないと思ひております。

○田中(正)委員 これはあなたの方の政党的問題ですから、私はあまりこれ以上申し上げませんが、私どもの方の政党的では、そういうことをしないのであります。やはり統一性がなければならぬと思ひます。これ以上お話を申し上げてもむだだと思ひます。少くとも党内でこの問題を御処理にならないと、私ども迷惑をいたしますので、この点強く要望いたします。

○宮澤委員長 ほかに御質疑はございませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

○宮澤委員長 なければ本案に対する質疑は終了いたしました。

国会法第五十七條の三により本修正案に対し内閣の意見を求めます。大久保國務大臣。

○大久保國務大臣 先日申し上げました通り、恩給法の改正に伴ひまする予算はすでに衆議院、参議院を通過しまして確定の状況にあります。この修正案によりまして、本年におきまして相当の額の増加になります。また予算の問題が起つてくるのでありますからして、この点につきましても私は同意ができません。簡単なが申し上げておきます。

○宮澤委員長 これより本案及び受田君より提出の修正案を一括して討論に入ります。通告がありましたので順次これを許します。長谷川君。

○長谷川(保)委員 私は日本社会党を代表いたしまして両派提出の修正案に賛成をし、民自両党提出の修正案に対して、反対の意を表せんとするものであります。

あります。

当委員会の質疑応答におきましてすでに明日でありますように、旧軍人恩給の復活については、これは法律の根本についていろいろの疑義がございまして、また實際的にも非常に問題があると思ふのであります。すなわちどうも明らかでありますように、恩給というものは本来公務員が公務に従つたために失ひました経済取得能力の減損を補てんする、こういう理論の上に立つてゐるわけでありまして、ところがこの軍人恩給の各種の恩給の金額を支給いたしまする基礎になつてゐる仮定俸給、この仮定俸給は職業軍人に対しておきましては職業としての俸給が給されておるから、これはある意味では問題はないと言へるのであります。しかし旧憲法下の徴兵制度によつて召集された主として下級軍人及び下士官、兵、こういうような諸君、ことに下士官、兵におきましては、これは職業としての俸給ではないといつて差しつかえないのであります。従つて月額にいたしまして五、六千円の今日の仮定俸給で考えられますお小づかい的なものをもちて、当時の経済取得能力と考えるといふことは、どう考えても正しくないのではありません。でありますからわれわれが長い間主張しておりましたように、この軍人恩給に限りましては恩給法のうち内て扱ふというものは間違ひであります。これは今次戦争の犠牲が全國民的であつたという点から申しましても、また現実において國家總動員法その他によつて動員せられた学徒あるいは動員員、あるいは満洲少年義勇軍、あるいは開拓団その他の銃をとつて立ち、あるいは實際に軍需工場に動員せ

られて犠牲になりました方々、この方々に対して今日援護法で三万円、改正されまして五万円というやうなわずかなものを与へ、あるいは全然与へないでそれさえも顧みないといふ実情も一方において考えますときに、この兵の階級における不合理とともにこの軍人恩給で戦争犠牲者を対象にすることに、これはどうしても条理に合わないこととあります。従ひまして私はすでに現行軍人恩給それ自体に大きな疑問があらます。ことにこういうやうな仮定俸給のもとに恩給を支給することに、なりまして、御承知のように、高級將校と下級の將校、あるいはさらに下士官、兵に至りますならば恩給額に莫大な開きがある。今日御提案の民自の修正案において、この差が上に薄く下に厚くするやうに増額の仕方をかえてやつて参るやうなやうにも仰せになつていられるのでありますけれども、事實はやはり金額で見ればそうではない、逆に上にうんと厚くなつて、今までだだ大きな開きがありました階級差が、今度はさらにまた大きく開くといふことになつてゐることは御承知の通りであります。従ひましてこの階級的なものを持つて参りまして、さらに——本来憲法では身分その他の階級差あるいは不平等といふものはないはずであります。國家の金をもつていたしますこの軍人恩給におきまして、さらにはなほだしく差をつけるというところはわれわれのやうに承服し得ないところとあります。特に私がすでに申しましたやうに、國民年金制度といふものを近い将来に実施しなければならぬとともに、これはどちらも國民に約束しておることである。また一方が國の社會保障制度の一番權威ある機関であります社會保障制度審議會におきまして、前年これに對しまして國民年金制度を実施すべきだといふ勧告が政府になされてゐるのであります。この勧告がなされて後、歴代政府は實質においてこれを取り上げようといはしておりません。しかしわれわれは、衆議院の本會議におきましても、この勧告の実施をすべし、それを促進すべしといふ決議案を出したことは御承知の通りであります。どう考えましても、近い将来に國民年金制度をしうといふことは、世界各國の例にかんがみましても、わが國の社會の進進といふ点から申しましても、これは當然考へられることとあります。國民年金制度はもろろん全國民的な公平の観点においてなされなければならぬことは申すまでもありません。そういたしますれば、今日われわれが考へておかなければならぬことは、この國民年金制度をしきまるときに妨げとなるやうなものをわれわれは残しておいてはいけないといふこととあります。このゆゑに、すでに社會保障制度審議會におきましても、あるいは各黨の政務調査会等におきましても、それに対する努力をいたしておるはずであります。それで今日の個々ばらばらな社會保障制度あるいは社會保障制度的な制度につきましても、今日からそのでこばこをとつて、國民年金制度をしきまるときに用意を十分しなければならぬ、こういうやうにだれもが言うておるのであります。しかるにこの修正案はさらに大きなつまずきの石をそこに置くものであります。さらに大きな差

等をつけようとするものでありまして、これは私どもは根本的に考えなければならぬ。しかもすでに私が質疑応答で申しました通り、国民年金制度と恩給制度との両方を並行的に実施してあります世界の各国におきましては、国民年金の額と、恩給の額とひとしくなりますところは一方しかもらえないのであります。それを差し引いてそれ以上のものを恩給として支給されるというところになつておるのが世界の事情であります。わが国におきましても、国民年金制度をしなくては当然そのようなものにならざるに非ざるに厚いという恩給制度をまた改悪して参りますならば、これは重大なる問題が残るわけでありまして、つまり高級将校たちは恩給をもらえますが、下士官兵の方におきましては恩給は全然もらえない。国民年金といはば交換をする、すりかえるといふことになるのであります。従つて今日戦争犠牲性の最もはなはだしいのは下士官兵の諸君、下級軍人、下士官兵の諸君はほとんどもらえないか、全然恩給がもらえないといふのがほとんどなのであります。しかもこれらの諸君は人数にいたしますと、恩給局の調査によりますれば、九割何分というものはこの範疇に属する。この人は恩給がもらえない。三万何がしというような高級軍人の諸君だけが恩給をもらふ。その恩給は申すまでもなく税金で出るのであります。そうするとこの戦争犠牲性の最もはなはだしい下級軍人諸君は恩給をもらわないうで、高級将校と職業軍人諸君のもらいます恩給を税金として納めなければならぬといふことに不可解きわまる、また不条理きわまるところの事実となつて参るのであります。こういうことを考えますと、私どもは民自阿党の今回の恩給の仮定俸給の改正その他の恩給の金額の改訂等に對しましてはどうしても同調することができないのであります。逆に私どもの出した修正案におきましては、それらの点につきましてあつた限りの配慮をいたしておきます。もしできずならば、高級軍人の分も戦争犠牲性はなはだしく、今貧苦の中に子供をかかへ、年とつた老人をかかへて奮闘しておられます戦争未亡人たちにそれが回されるように、できずならば、高級軍人の諸君もどうか全部一律に平等に恩給が支給されるように、公務扶助料が支給されますが、私どもは努力したのでございまして、残念ながら今日において私どもが非常に心配いたしましたこと、ごいまして、昭和二十八年に軍人恩給法が復活されました結果、高級軍人のいただいておりました恩給もすでに既得権となり、財産権となつておる、こういうような事情でございまして、この点につきましてはいかんとも仕方ないので、これは現行法通りにとどめる。そのかわり下の方を上げて、私どもの仮定俸給から申しますれば、准尉の線まで下の方を上げて参ります。そういたしますと、公務扶助料におきましては、大体現行の大尉と中尉の間まで准士官、兵までことごとくが参りまして、また中、少尉もそれにならいます。若干上げますと、大尉中尉以下一律になり、そうして兵隊に至りますまで、お国の犠牲になりました諸君は將校として扱われることになつて参るわけでありまして、こういうようにして参りますために、その他のことも含めまして、たかだか本年度におきましては民自の改正案よりも予算において約六億円増額されるわけでありまして、しかしこれは今申しましたように、国民年金制度を実施いたしましたまでの経過的な便法といたしまして、戦争犠牲性の最もはなはだしい下士官軍人遺家族、下級軍人の遺家族等に對しましての、その国家補償の立場に立つての生活援護といふこととございまして、国民年金制度がしかれる場合には、より相当膨大な予算がとられて、所得の再配分といふのが社会保障制度の原理でございまして、これは相当膨大な国費が出されても、いわば所得の再配分でありまして、それは社会主義の線にがっちり合うわけでありまして、新しい社会のために私はそれは何ら異とするに足りないという立場から、今年度六億円ばかり増額いたされましても、それに対しては、意とする必要はない。つまり国民年金制度をしきます前提といたしまして地ならしとしてのものでありますから、これは異とするに足りないといふところが、私どもの今回の仮定俸給の改訂その他によりまして普通恩給、増加恩給、公務扶助料等の改訂に参ります考え方でございまして、従つて私どもの修正案におきましては、この点決して不条理のものでなく、いかに新しい社会に對しまして最も道理の通つたものと存するのであります。

さるにまた他の修正点は、すでに御承知のように、まず第二点といたしましては、終戦時の混乱の際にいろいろ手続をいたしませんでしたために起つて参りました不備からいたしまして、

傷病をいたしておりました傷病年金をもらつておる、あるいは当然もらふべき諸君でこの恩給が時効にかかつておりますから、これを復活しようといふこととあります。

また第三点といたしましては、今回の新しい修正案に盛り込まれておりますうちに、この点につきましては、第一に引き続く一カ月以上七年未満というように、今までの自民の改正案の引き続く一年以上というのとは一カ月以上といふことになつたわけでありまして、これによつて、たださう職業軍人法の一般の軍人との差別がなくなつて参るわけでありまして。

第四の修正点といたしましては、すでに御承知のように、未帰還の公務員に關するものでありまして、未帰還公務員の若年停止をこの際はさうとしようでありまして、これは各党とも御異存のないところであることは申すまでもありません。未帰還公務員が若年停止の処分を受けることによつて、御承知のように、当然受けるべき普通恩給、未帰還公務員に与えられておりますこの特典が全部抹殺されるということになりますので、この点につきましてわれわれは若年停止の規定を未帰還公務員に限りましてこれを排除いたしまして、そうして未帰還公務員の方にも、御遺族の方々にも恩給が支給されるようにいたしたわけでありまして。

第五の修正点におきましては、これは同じく未帰還公務員に關するものであります。この未帰還公務員の不幸にして死亡なされた方々のため、今まで昭和二十八年に出されました制限をある意味ではとりまして、御遺族の御都合のいいように、利益になるように、死亡の日にさかのぼつて公務扶助料等を支給することができるといふ規定でございまして、この修正点もまた各党ともに御異議のないところと思ひます。

その他私どもといたしましては、修正案に表面出て参りませんが刑死者あるいは自殺者あるいは平病死者等々の公務死の範囲の拡大につきましては全く自民阿党の改正案と考へてはひとしくし、またさらにこれを徹底的に他日改訂せんことを願う次第であります。

以上の見地からいたしまして、どうか自民阿党におかれましてはわれわれの修正案に御同意いたされようとお願ひし、われわれの修正案に賛成を、自民改正案に對しましては賛成の分もありまして、遺憾ながら反対の意を表せざるを得ない、こういう次第でございまして。

○宮澤委員長 眞崎勝次君。

○眞崎委員 私は日本民主党を代表いたしまして、ただいま上程になつておられます阿法律案に對し討論するものであります。日本民主党並びに自由党の共同の改正案に賛成し、阿派社会党の共同修正案に反対するものであります。逐次その趣旨を簡単に説明いたします。

第一に、元來恩給は軍人の特異性にかんがみまして、明治八年に軍人のみ国家から与えられたる恩典であります。すなわち軍人は職務命令に絶対服従しなくてはなりません。命を捨てても命令を遂行しなくてはならない犠牲的の務めに従事して参りました。

文官のように勝手に辞職することはできません。軍人はいわゆる基本的人権も家族をも打ち捨てて、国と国民のために奉仕する犠牲的の務めに當っており、しかも勤務中にも危険に當面することが多く、またその間に受けた教育は一般世間とかけ離れ、今日、今日の生活に關係のない教育が多く、一たび軍務を離れますと、多くの者は生活の能力を持たないのであります。また現役を退いても終身官として相當に行動の自由を束縛されておたのであります。以上のような理由で、離職後には國家が特に軍人だけに恩給を与えておたのであります。文官の方は明治二十五年に恩給を与えようになり、しかも軍人より數等率を低く与えておたのが歴史的事実であります。しかるに敗戦の結果、國民は戦禍にこりごりいたしましたのと、日本を弱体化する為にとられたる占領政策に災いせられて、事実に対する判断の正鵠を失ひ、軍人は全部が軍閥でもあるかのような錯覚に陥り、開戦の責任が全部軍人にでもあるかのように誤解し、一方戦争を憎む精神から坊主憎けりやけさまで憎むというやうな例のように、軍隊はすなわち戦争であり、軍人はすなわち戦争であるかのように即断いたしまして、功あつて罪なき一般軍人までも忌避する氣風を醸成して、これがために、大へん軍人の待遇に影響を与えております。

元來戦争を始めた開戦の責任は、一般軍人には何も關係のないことであります。開戦の命令である宣戦の詔勅に副署した當時の内閣の責任であり、旧憲法の五十五條には、國務大臣は天皇を輔弼してその責に任ずとありまして、大権を執行する責任は内閣の大臣が負うべき性質のものであります。過去の歴史に徴しても明らかなるがごとくに、大臣さえしつかりしておれば、いかに軍閥がはなやかなりし時代でも、よく政治目的に沿うように軍隊を動かしておるのであります。たとえば日清戦争時代の伊藤総理大臣のごとき、みづから大本營會議に列席して、軍の戦略をも指導して、戦争に都合よくクリをつけておるのであります。またあのやがしまつた三国干渉に際しまして、陸奥外務大臣はあらゆる反対を押し切つて國家の危機を救つております。また日露戦争時代における小村外務大臣も、あらゆる反抗を押しのけてポーツマス条約をまとめてわが國を救つておる次第であります。しかるに今回はこれら政治家の責任を全く忘れたかのように、罪なき一般軍人にその責を転嫁しておるのであります。その遺族にまでもこれが及んでおります。かくのごとき筋違ひの仕打は、決して國民民権を推進するゆえんとは考えられません。

第三には、戦争の眞の原因についてであります。今日まで一向にこのことは研究されておられません。さきに申しましたように妙な誤解のままに、戦争は軍閥が起した、また軍國主義によつて起つたものとのみ解釈せられ、この誤解が一般軍人や遺族や傷痍軍人にも大へん迷惑をかけております。もちろんいふやうな軍閥は戦争の下手人には違ひありません。しかし彼らは思想の造詣を欠いたために、彼らの本志と異なり、思想という目に見えない魔物のとりことなり、日本を崩壊せしめ、戦わずして勝つために仕組まれたスターリンの作戦にかつたのであります。

これらの消息をよく調査いたして見ますと、日本は決して軍國主義で滅んだのではありません。軍人がやつたこととは何でもかんでも軍國主義だといふ一般國民も考え、世界も考えておりますが、これが日本のために大なる不幸になつておるのでございます。事實は軍人の一部が社会主義に魅せられたのであります。実は君、民、國家一体の日本の建國の原理を取り違へて、ドイツ、イタリアの全体主義、すなわち権力至上主義たる國家社会主義にはれ込みまして、しかもこの國家社会主義はスターリンの理想であつた一國社会主義と同一の考え方であることに思ひ及ばなかつたためであります。独伊と同盟してスターリン主義を模倣せんとするあやまちも犯し、一時は一部の軍人は天皇さえ存続しておくならば共產主義でもよろしいという考えに陥り、最後にスターリンに背負い投げを食はされた。

した。この思想の現われが昭和六年の満州事変に際し、満州國に無産階級の王道樂土を作るといふ声明となつたのであります。かやうに時の政治家と軍の幹部が現代思想に無理解であつたために、世界歴史にあまり例のない不吉な戦争になつたのであります。かやうなわけで、政治家を初め軍の幹部がよく思想に通達しておりましたならば、軍隊を作り、また軍人に恩給を与えたからといって、決して軍國主義が起つてくる心配はありません。また戦争熱が誘発される憂いもございません。また軍人が戦争好きのやうに誤解する人もあります。けれども、これもまた人間性を眞剣に研究せざる過失だと存じます。戦争の惨禍を一番よく知つてゐる者は軍人であり、また戦争するといふことは、軍人はまず死ぬことが前提となります。不当の人間にそんなに死にたい者があつたであらうか。これも全く皮相の見解と存じます。

第四には、元來戦争は政治目的を達成するための手段でありまして、目的ではありませんから、政治が統帥に優先することは當然のことであり、先ず、しかしそれだからといって文官が武人に優先するといふ理由はございません。文官であるやうと、武人であるやうと、みな四民平等であつて、適材が適所につき、野に遺棄なからしむることが治國平天下の根本義であります。この大原則を誤るときは國は乱れ、國は滅ぶことは古今東西を通ずる真理であります。すみやかに現在のやうな文武の差別待遇は一掃すべきものと考えます。

次に、今日の恩給増額運動が上級者のための運動のやうに誤解されておる向きもありますが、実はその恩恵にあらずかる者は、下級軍人が大部分であります。また恩給総額の八五%以上は戦死者遺族の扶助料でありまして、生きてゐる軍人のためには一五%以下であります。

次に恩給を改正して、社会保障制度にせよといふ声もありますが、元來恩給と社会保障とは、その本質を異にするものであります。社会主義的理想國のやうに思はれてゐるソ連でも、恩給と社会保障とは全然區別されております。

次に、漫然と恩給亡國と評する者もありますが、詳細に研究しますと、そんな心配は今日のところではありません。恩給総額の八五%以上は遺族に与へるものであります。遺族の大部分は老齡の者でありまして、前途の少き者であります。それで若年停止の者がだんだんと恩給をもらふ資格のできる数よりも、その減る数の方が多いのであります。年々恩給総額の三%くらいは減る計算になります。

次に、いわゆる通算、加算も迅速にかつ適切に考慮されて、以前には恩給の權利を有してゐた者が通算、加算を廃止せられたために、今日では失權してゐる者も救つてもらひたいと存じます。また公務扶助料の倍率も、文官同様に是正することが必要だと存じます。文官の遺族は普通恩給の四〇%を、上も下もみなもらつておりますが、軍人の方は准士官以上は普通恩給の一七%以下、下士官以下は二五・六%以下という差別をつけられております。恩給もまた軍人は文官に比し四号階下げられてゐましたが、今回は上に薄く下に厚くという理由で、尉官以下は四

号俸上げ、佐官は三号俸、将官は二号俸上げられますが、それでも上下差別があり過ぎるという説をなす者もありませんが、それはあまりに平等観にとらわれ過ぎた議論だと存じます。しかも援護法の障害一時金のごときは、上下全く無差別平等になつており、傷病賜金も最上級が九万三千五百円で、最下級が八万五千円でありまして、その差額はきわめて少額であります。

前にも述べましたように、世界で一番社会主義に徹して、共產主義平等観をもつて国家の理想とするソ連邦においても、恩給と社会保障とは区別せられており、恩給は勤続年限二十五年以上の者にのみ、すなわち職業軍人へのみ与えており、階級差もまたわが国以上のものであり、加算も厳格に行われております。遺族扶助料もまた同様であります。これらの事実は、人間の世界には、民族の発展、幸福と国家の安寧、秩序を維持するためにはやむを得ざる差別かと考えられます。

これをもつて私の討論を終わります。この際各派共同の附帯決議を動議として提案いたします。すなわち昭和二十三年六月三十日以前に給与事由の生じた公務員の恩給は、それ以後のものに比較して低きに失するにより、政府は急速にこれを検討するとともに、その具体的措置を講ずべきことを要望する。

何とぞ皆さんの御賛成をお願いいたします。(拍手)

○宮澤委員長 田中正巳君。

○田中(正)委員 私は自由党を代表して高橋等君外百十一名提案にかかる、いわゆる自民両党共同提案にかかる恩給法の一部を改正する法律の一部を改

正する法律案に賛成の意を表し、両派社会党共同提案の修正案に反対の意を表明いたしたいと存ずるものであります。

遺家族、戦傷病者、旧軍人といわれるこれらの人々は、戦争の犠牲者中最もお気の毒な方々であります。国家が英霊の祭をおごそかにいたし、遺家族を初め、これらの人々の処遇を厚くすることは、道義国家の建設発展の重大要件であるばかりでなく、国家として至当なる義務であると考えらるものであります。

大陸の広野に、はたまた南海の孤島に、いくさに倒れた幾多の軍人は、祖国の安泰と発展を望んで死んでいったものであります。かりにそれが誤まれる指導理念により導かれておったものとしても、それならば、それだけさきに、あの人たちの身上は涙なくして思いをはざるを得ないのであります。彼らは国を思いつつ死んでいったのであります。人の子である以上、いまわのきわに脳裡をかすめたものは、祖国の将来と、いま一つは、いとし肉親のことであったでありましよう。自分は今このために死ぬ、しかしながら、これらの肉親が自己の戦死の後には、それだけの階級によって、当時の法律により定められた国家の給付を受けられることを信じて疑わなかつたでせう。こうした期待と信頼を、今や生き残つたわれわれ同胞が、財政の許す限り実施してやらなければならぬと思ふのであります。かく考えるときには、単に戦争犠牲者として社会的にこれを救済するという、すなわち生活に困るがゆえに、これを助けてやるというような思想にのみ立脚

して措置すべきは、幾多英霊に對し報ゆる真の道でないと信ずるものであります。(拍手)

かかる観点から、先般軍人恩給の復活を見ましたが、なお文官等との間に不均衡のあることはつとに遺憾なことであります。今国会において政府は、これに對し改正案を提出なさいます。たが、政府案は、一例をあげれば、兵において千二百円増、軍曹において二百円増といふがごとく低額に過ぎる措置より講ぜられておらず、また遺家族のみを対象として、戦病者、旧軍人を対象としておらず、またその増額、引き上げの理論的根拠もほとんどなく、いわゆるつかみ金というものになつており、これでは遺家族においても納得できないところであつたのであります。

これに對し自民両党提案の法律案は、号俸の引き上げ、ベース・アップ等を織り込み、文武官の間の不均衡を是正したのであります。きわめて妥当なる内容を持った案として賛意を表したいと思ふのであります。

なお本案は、その上に国家の財政的見地をも十分考慮いたし、本案による増額分につき、明年六月末までの分は、これを五割にとどめておる等は、財政的見地をも慎重に考慮したまじめな案であると思ふのであります。

さらに、かねて問題になつておつたいわゆる通算の問題は、これをこの際合理的に解決する措置を講じてあること、また戦犯者に対する取扱ひ、終戦時における責任自殺者に対する取扱ひ等については、きわめて妥当なる措置をとつておるのであります。これらはまことにけっこうかつ適切なことと存ずるものであります。また本案には、

いわゆる加算の措置については規定されておませんが、これまた国の財力を勘案いたしまして、すでに加算による恩給の裁定を受けている者との均衡を考慮する措置があると思ひますが、今直ちに実施するためには、その資料等が十分ないゆゑ、真に正しい措置を実施するため、今年度においてこの問題の調査費が七千万円計上されておりますゆゑ、これをもととして政府は一日も早くこの問題の合理的解決をはかることを要望するものであります。

次に日本社会党の提案する修正案については、本案は下級者について厚きを欲している模様であります。遺憾ながら同俸給の文官について措置がとられておらず、また少尉以上の者について一切平等といふことになつて

いるが、これは恩給本来の本質にもとまり、またこれらと同等のクラスに属する文官との関係について、思想上矛盾があるように思ふのであります。つまり下級者については武官優遇の措置をとりながら、小尉以上の者について文官より冷遇するといふ不可解な内容となつておるのであります。(拍手)

あるいは自民両党案において、旧上級将校に対する仮定俸給が高きに失するよう申す者もありますが、私どもは決してさうであるとは思はれておりません。しかしながらこの点については誤解を避けるため、旧将官または佐官について、幾分の考慮を要している実情であります。私どもは今次戦争の戦争責任者は、ひとへに軍人または旧将校であるとは思はれないのであります。本案はあたかも少尉以上の旧将校といふものは、全部戦争責任者であるかのごとき思想に立脚しているような感さ

あるのであります。私どもとしては、とうていかかるものには賛成できないのであります。またこの修正案は、先般両派が御提出になつた三年度予算の組みかえ動議の内容とも一致しております。これを直ちに実施することは相当の困難があり、今日かかるものを唐突にお出しになつた真意につき、われわれは了解に苦しむものであります。(拍手)

要するにこの修正案は、その根底をなす思想においても、はたまた法律の具体的施行の面においても、私どもはこれを採択することができないと思ふのであります。

以上の理由をもつて、私は自民両党提案の恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案に賛成し、両派社会党共同提案の修正案に反対の意を表明するものであります。(拍手)

何とぞ委員各位におかれましては、御結論を得られまして、ここに強く要望し、私の討論を終わりたいと存ずるものであります。(拍手)

○宮澤委員長 これにて討論は終局いたしました。床次君。

○床次委員 先ほど眞崎委員より各党を代表して附帯決議の提案があつたのであります。徹底しておりませんが、あらためて私から附帯決議提案に關しまして、お諮り申し上げたいと思ひます。まず附帯決議の案文を朗誦いたします。

恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案に關する附帯決議

昭和二十三年六月三十日以前に給与事由の生じた公務員の恩給は、それ以後のものに比較して低きに失するにより、政府は急速にこれを検討す

るとともに、その具体的措置を講ずべきことを要する。

すでに恩給法の審議において皆様方の御検討を経たのでありますが、昭和二十三年六月三十日以前に給与事由の生じましたところの公務員の恩給に對しましては、その後のものと比較いたしますと著しく低いことになっておるのであります。いゆる不均衡は正の問題として、かねがね強い要望を受けておったのであります。しかしながらその内容を検討いたしますと、すこぶる複雑な問題があるのであります。これを急速に解決するにはまだ至らなかつたのであります。これに關しましては、十分にこの不均衡の事由その他に關しまして、政府当局におきまして検討せられて、もつてこれに對する適切な具体的措置をとつていただきたい、かようなのがこの決議の趣旨であります。重ねて申し上げますが、この附帯決議は各派共同の提案でありまして、委員会におきまして、今回提案せられましたところの議案に對しまして、なお残されたる最も重要な問題として考えられますので、特に附帯決議としてこれを提案いたす次第であります。どうか皆様の御賛成をいただきたいと思ひます。(拍手)

○宮澤委員長 このまま十分ほどお待ち下さい。—— それではこれより採決いたします。まず長谷川君提出の修正案について採決をいたします。本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○宮澤委員長 起立少数。よつて本修正案は否決されました。

次に高橋等君外百十一名提出、恩給法の一部を改正する法律の一部を改正

する法律案について採決をいたします。本案を原案の通り可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○宮澤委員長 起立多数。よつて本案は原案の通り可決いたしました。それでは次に、床次徳二君より各派共同の附帯決議として動議を提出せられております。この動議を採決いたします。床次徳二君提出の各派の共同の附帯決議の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕
○宮澤委員長 起立総員。よつて動議のごとく附帯決議を付することに決定いたしました。(拍手)

次に、本案に對する委員会報告書の作成については委員長に御一任を願ひたいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○宮澤委員長 なければさよう決します。

○宮澤委員長 次に、この際杉原國務大臣より発言を求められておりますので、これを許します。杉原國務大臣。

○杉原國務大臣 防衛の整備につきましては、一定計画のもとに国力に應じて自衛力の漸増を行い、逐次米駐留軍、特に地上軍の撤退を可能ならしむるようになすことを適当と考えております。従つて経済力との關係上、六カ年計画に見合つた防衛計画を樹立することがよいと考えて参つた次第でございます。この意味において防衛六カ年計画という言葉を使ひましたが、この計画樹立の

ため種々資料の収集研究を重ねるに従ひ、せめて仮案でも作らうと試みたのでありますが、各種の困難もあり、実のところ今日に至るまで責任をもつて申し上げるまでの成案を得るに至つていない次第でございます。この点御了承を賜りたいのであります。ただいま提案しております三十年代増勢計画の六カ年計画の一環として作成するのが本来の筋合いと思ひますのでありますが、ただいま申し上げましたごとく、六カ年計画についてはいまだ成案を得ておりませんので、とりあえず三十年代分を切り離して計上した次第であります。防衛計画に關しましては、さらに研究を進め、成案を得ましたならば適宜発表いたす所存でございます。

午前十一時五十四分散会

〔参照〕
恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(高橋等君外百十一名提出)に關する報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕